

第35回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日(水) 午前9時30分から午前10時40分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第1委員会室

3. 出席委員(8名)

| | |
|------|-------|
| 会 長 | 古賀 正廣 |
| 2番委員 | 梅野 節子 |
| 3番委員 | 鳥越 孝広 |
| 4番委員 | 中島 照章 |
| 5番委員 | 石橋 祐一 |
| 6番委員 | 藤原 優子 |
| 8番委員 | 池端 祥久 |
| 9番委員 | 内野 和幸 |

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農業法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号 令和4年度最適化活動の点検・評価について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 松尾 健一 |
| 次 長 | 野田 稔雄 |
| 職 員 | 福浦 忠紀 |
| 職 員 | 堀江 陽子 |

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第35回農業委員会総会を開催いたします。
 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、8番委員、9番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号の3条許可については、3件の申請がっております。
 なお、2番案件は3番委員に関するものですので、農業委員会等に関する法律第31条により議事参与できないことから、その際は退席をお願いします。
 では、まず1番と3番案件の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
 1番案件は、譲受人の〇〇さんの自宅奥にある農地であり、土地処分の話から自宅裏であるため所有しておきたいとの意向から話がまとまったものでございます。
 3番案件は、昨年11月で貸借の期間満了となっていたもので、この度、書類が整い申請となったものでございます。
 3条調査書の各要件については満たしていると思われま。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 では次に地区担当委員の意見に入ります。
 担当は3番委員ですので意見ををお願いします。
 1番案件は、現地を見てきましたが〇〇さんの庭と続くような農地でしたので、畑として使われるようですので問題ないと思います。
 3番案件〇〇さんですが、周りも耕作されておりますので問題ないと思います。

各委員 はい。

議長 それでは審議を終わり採決に入ります。
2番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
2番案件は全員賛成で許可することに決定します。

議長 それでは、3番委員の入室をお願いします。
－ 3番委員の着席－

議長 2番案件は許可に決定しました。
以上で議案第1号を終わります。
次に

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、13件の申請がっております。
では、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番案件は、所有者側の管理が大変とのことから隣接者である〇〇さんが借り受けられるものでございます。なお、譲受人の〇〇さんはご高齢であります。この度、息子さんが帰郷されると伺っているところでございます。

2番案件は、以前から農地法3条での貸借が続いておりましたが、農業振興地域内の農地であり利用権設定が可能であることから変更されることになったものでございます。これに関連して総会資料8ページをご覧ください。解約通知が提出され、同一者との利用権申請でございます。

3番案件は、貸借が1年半程前に期間満了となっていたものでこの度申請が整ったものでございます。

4番案件は、期間満了による更新でございます。

5番案件は、昨年11月で期間満了となっていたもので、この度申請があったものでございます。

6番案件は、規模縮小をされている〇〇さんの後を〇〇さんが借り受けされるものでございます。

7番から12番までの案件は、規模拡大により〇〇さんがまとめて借り受けされるものでございます。

13番案件は、先月の総会で貸借申請があった農地に隣接する土地で、追加の貸借申請でございます。

関連説明で1番で説明をもらっていただきました。1番案件については、利用権の解約がっており、資料7ページに記載がございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。
皆さんから何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

3番委員 2番案件ですけど農振区域なのになぜ農地法3条申請だったのでしょうか。

事務局 当地の貸借は、利用権制度ができる前の先代の時代に農地法3条による賃貸借契約が継続中でありましたが、息子の〇〇さんが耕作地の貸借関係を整理する中で、農振区域であることから利用権による貸借整理の意向から利用権へ移行されたものでございます。

3番委員 農地法3条による貸借が以前あっていて利用権制度に変更されたんですね。

議長 事務局から経緯の説明はありましたが、農地法3条制度を理解するには時間を要すると思いますので、後日、要望があれば研修等で説明することとして、本日は、経緯説明でご理解頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。

3番委員 はい。

議長 その他に質問ご意見はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので採決に入りますが、一括採決として取り扱ってよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、そうさせていただきます。
議案第2号を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で議案第2号は、許可することに決定いたします。

議長 以上で議案第2号を終わります。
次に

議案第3号 令和4年度最適化活動の点検・評価について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。このことにつきましては、令和4年度に活動計画内容が大きく見直され、今回が見直し後、初めての点検評価を行なうものです。

その中には、最適化活動を行なう委員の一年間の活動実績状況を振り返り、委員毎に「総会の意見」を決定することとされておりますので、ご審議頂くものでございます。

この件では、会長、会長代理を交え事前に議論頂き、一人ひとりの点数を見ながら意見をまとめるの方法では、かなりの時間を要すること、また、今後は毎年5月頃に審議となる継続性があることから、活動項目毎の評価点に応じた独自の評価意見表を設けたところでございます。本日は、この評価意見表に基づき、委員毎に意見を記載した案「資料2」をお手元に配布しているものでございます。

意見の構成としましては、本市の目標活動日数との達成状況、それに集積、遊休農地解消、参入同意の3項目のうち数値の高いものを評価する、いわゆる褒める方式での意見を記載しております。また、評価すべき項目がない場合については、今後の活動に対する期待の言葉としているところでございます。

(委員毎の点数と総会意見案を読上げ)

資料2枚目には、今回採用した評価意見表を添付しております。

3枚目の資料には、国が示している達成状況の各点数表と合計点によります評語でございます。この評語は、4枚目資料の農業委員会の活動点検・評価の最終項目である「推進委員等の点検・評価結果欄」に記載することになっております。

この4枚目の資料は、当委員会の活動状況の結果として県、国へ報告すると共にホームページで公表することになっているところでございます。

ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 事務局から説明がございました。

このことについては、農業委員会としては市民の皆さんへ活動状況を公表する必要がございます。会長代理と話した結果、事務局が説明したやり方で提案となったところです。

皆さんからいろいろあるかと思いますが何か質問はございませんか。

8番委員 点数の取り方でですが、表が二つありますけどどちらでしょうか。

事務局 3枚目の資料の「推進委員等の評語」にあてはめることとなります。

もう一つは、「農業委員会の評語」となっており組織全体としての評価をあてはめるようになっております。

8番委員 配点表の点数についてですが、目標活動日数を8日に定めていますね。目標どおりの8日活動したとして4点となり、活動日数も8点と合わせて12点となりますね。これに農地集積が仮に100パーセントだとして2点と合計14点になる訳ですよ。そうすると目標どおりの活動をしていたとしても14点にしかい

かなくて、15点未満のため評語としては下回るとの結果にしかならないことはこの配点基準の設定そのものに疑問に思うところです。

そういうところでは、目標に対する活動評価の部分で小数点の切り上げをするなどの方向で、ある程度推進委員に有利な取扱いをしないと手不足とかに流れてしまうのではないかと思います。意見です。

議長 逆になる場合があるのではないかとのご意見です。

事務局 この端数の取り扱いについては、現在、県を通じ国に質問をしているところでございます。仮に各農業委員会の裁量となった場合には、国が示す基本的活動日数10日が示されているため、その最適化活動の日数の幅が8日以上13日未満となっておりますので、これに準じた幅を取るべきかと考えております。

議長 よろしいですか。

8番委員 はい。

議長 他にございませんか。

(発言者なし)

無いようですので、この案でよろしいか採決に入ります。

議案第3号について、案どおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で案どおりに決定致します。

議長 以上で審議事項を終わり、報告事項へ入ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、住宅建設のための申請でございます。

2番は、貸し駐車場のための申請でございます。

3番は、資材置場のための申請でございます。

4番から6番までは、住宅建設で以前転用がでていたものの未了となっていたもので、この度、計画変更により所有者2人から同一者への個人住宅建設並びに私道利用のための申請でございます。

以上です。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第1号を終わります。

報告第2号 農地法第18条規定による許可申請について

議長 報告第2号の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。こちらは、先ほどの利用権審議の1番案件に関連したものでございます。以上です。

議長 このことについて何か質問はございますか。(発言者なし)
無いようですので報告第2号を終わります。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは、議案第1号の3条申請の際に説明した〇〇さんの解約でございます。

議長 何か質問はございませんか。(発言者なし)
無いようですので、報告3号を終わります。

報告第4号 非農地証明について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。店舗用地の登記地目整理での申請でございます。以上です。

議長 質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、報告4号を終わります。

議長 以上で報告事項を終わります。
これをもちまして第35回農業委員会総会を終了いたします。

－閉会－

以上